資料４

障害福祉サービス利用者 各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成24年4月

江戸川区障害者福祉課

江戸川保健所保健予防課

居宅介護のご利用にあたって

**１　居宅介護とは**

1. 身体介護

利用者本人の**自宅内**で、以下のサービスを提供します。

　排泄介助、食事介助、水分補給、入浴介助、洗面等（洗面・歯磨き）、容姿整容（爪切、耳掃除、髭の手入れ、身だしなみ）、着替え介助、体位変換、移乗介助、移動介助、起床介助、就寝介助、服薬介助、利用者とともに行う家事（掃除・洗濯・調理）

※　単なる見守りは、身体介護に含まれません。

1. 家事援助

掃除、ゴミ出し、洗濯（洗濯・取り入れ・収納・アイロンがけ・布団干し）、

ベッドメイク、衣服の整理、被服の補修、一般的な調理、配膳・準備・後片付け、買い物、

服薬管理、薬の受け取り

1. 通院等介助・通院等乗降介助

（1）の身体介護、乗車前介護（外出に関連する身体介護）、乗車介助、降車介助、院内介助（原則算定対象外）、受診手続き、薬の受け取り

**２　重度訪問介護とは**

（1）～（3）、コミュニケーション支援、外出介助、生活等に関する相談・助言、

常時付添いを必要とする見守り的援助

（対象：重度の肢体不自由者で比較的長時間の介護が必要な方）

* **以上に含まれないサービスを受けたいときは、必ず下記担当の相談係にご相談ください。**

**注意事項**

（１）　居宅介護の身体介護で移動支援のサービス提供を受けることはできません。

（２）　居宅介護の身体介護は、あくまで利用者本人の自宅内におけるサービスに限ります。

事業所、ヘルパーの自宅、図書館・児童館等の公共施設等でのサービス提供は、居宅介護の身体介護には含まれません。

* **移動支援**

移動が困難な障害者（児）が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行うもの（移動支援では外出ができます）。

　　　移動支援の利用には、別途支給決定を受ける必要があります。

問合せ先

障害者福祉課身体障害者相談係：03-5662-0052

障害者福祉課愛の手帳相談係：03-5662-0053

保健予防課精神保健係：03-5661-2465